

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
(空中線電力の許容値) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
[一〇六 略]	[略]	[略]
七次に掲げる送信設備 (一) (二) 略 (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七〇MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。) (五) (六) 略	二〇	八〇
八次に掲げる送信設備 (一) (二) 略 (三) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (四) 略	二〇	
[九〇十八 略]	[略]	[略]
十九次に掲げる送信設備 (一) (四) 略 (五) 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線標定陸上局の送信設備	[略]	[略]
[二十 略]	[略]	[略]
[二〇五 略]		
(小電力データ通信システムの無線局の無線設備) 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。		

改正前		
(空中線電力の許容値) 第十四条 「同上」		
送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
[一〇六 同上]	[同上]	[同上]
七次に掲げる送信設備 (一) (二) 同上 (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七〇MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。) (五) (六) 同上	[同上]	[同上]
八次に掲げる送信設備 (一) (二) 同上 (三) 新設 (四) 同上	[同上]	
[九〇十八 同上]	[同上]	[同上]
十九次に掲げる送信設備 (一) (四) 同上 (五) 新設	[同上]	[同上]
[二十 同上]	[同上]	[同上]
[二〇五 同上]		
(小電力データ通信システムの無線局の無線設備) 第四十九条の二十 「同上」		

一 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ 略」

「削る」

「削る」

ロ 「略」

ハ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。ただし、スペクトル拡散方式（無線標準業務を行うものを除く。二において同じ。）又は直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、送信装置の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が①から③までに規定する一MHzの帯域幅における平均電力に絶対利得二・一四デシベルの送信空中線を加えたときの値以下となるとき若しくはカウス型周波数偏移変調方式を用いる送信装置であつて、送信装置の等価等方輻射電力が④に規定する空中線電力に絶対利得二・一四デシベルの送信空中線を加えたときの値以下となるときは、その低下分を空中線電力で補うことができるものとする。

①②③④ 略

ニ 送信空中線は、次の条件に適合すること。

- (1) 絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力（スペクトル拡散方式又は直交周波数分割多重方式）を用いる無線設備にあつては、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力。②において同じ。）が、絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワット（スペクトル拡散方式又は直交周波数分割多重方式）を用いる送信装置にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式を用いるものうち、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を三ミリワットとし、ハ③ロの送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を五ミリワットとする。②において同じ。）の空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

② 略

ホ 「略」

「削る」

一 「同上」

「イ 同上」

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は回報通信方式であること。

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

- (1) 直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式（ただし、無線標準業務を行うものを除く。）
(2) ①以外のデジタル変調方式

ニ 「同上」

ホ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

①②③④ 同上

ハ 「同上」

- (1) 絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力（ハ①ロの方式）を用いる無線設備にあつては、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力。②において同じ。）が、絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワット（ハ①ロの方式）を用いる送信装置にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式を用いるものうち、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を三ミリワットとし、ホ③ロの送信装置にあつては一MHzの帯域幅における平均電力を五ミリワットとする。②において同じ。）の空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

② 同上

ト 「同上」

チ スペクトル拡散方式を用いるものの拡散帯域幅（その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつ

「削る」

ベ 周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、〇・四秒以下（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあつては〇・〇五秒以下）とし、かつ、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあつては、〇・四秒に**拡散率（拡散帯域幅）**（その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつて輻射される全平均電力の五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。以下同じ。）を**変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。以下同じ。）**を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

ト ハ(3)ロの**送信装置及びハ**ただし書の規定において等価等方輻射電力の低下分を空中線電力で補う**送信装置（周波数ホッピング方式を用いる送信装置及び四秒以内に周波数切替えを行うハ(4)の送信装置を除く。）**は、キャリアセンスを備え付けること。

チ 「略」

「二六 略」

て輻射される全平均電力の五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。以下同じ。）は、五〇〇曲以上であること。

リ スペクトル拡散方式を使用するものの**拡散率（拡散帯域幅を**変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。以下同じ。）は、五以上であること。

ス 周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、〇・四秒以下（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあつては〇・〇五秒以下）とし、かつ、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあつては、〇・四秒に**拡散率**を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

ル ホ(3)ロの**送信装置**は、キャリアセンスを備え付けること。

キ 「同上」

「二六 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第一号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。